

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 9 月 3 0 日
北海道蘭越町

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
ラムちゃん 500g	75.0%	○				北海道蘭越町	800	800
塩とっとちゃん 500g	75.0%	○				北海道蘭越町	1,600	1,600
mini chair	72.0%	○				北海道蘭越町	25,000	25,000
時間よとまれ	74.0%	○				北海道蘭越町	5,000	5,000
自立式本立て	80.0%	○				北海道蘭越町	5,000	5,000
Have a wood time (付)	71.5%	○				北海道蘭越町	3,500	3,500
蘭越町史	80.0%	○				北海道蘭越町	2,500	2,500
浜流焼き12個入、2箱	78.3%	○				北海道蘭越町	2,300	2,300
北海道オリジナル無糖	80.0%	○				北海道蘭越町	1,500	1,500
燻製サーモンオリーブ	80.0%	○				北海道蘭越町	1,500	1,500
SIRACA シャンプー	71.5%	○				北海道蘭越町	3,500	3,500
SIRACA トリートメント	80.0%	○				北海道蘭越町	5,000	5,000
SIRACA コンディショナー	80.0%	○				北海道蘭越町	5,000	5,000
SIRACA ボディソープ	80.0%	○				北海道蘭越町	2,500	2,500
野菜の漬物	75.0%	○				北海道蘭越町	800	800
山菜の漬物	75.0%	○				北海道蘭越町	800	800
ニセコ雪饅頭	68.0%	○				北海道蘭越町	2,500	2,500
どらやき	80.0%	○				北海道蘭越町	2,000	2,000
鳥焼肉「トットちゃん」	86.8%	○				北海道蘭越町	1,800	1,800
鳥焼肉「トットちゃん」	73.7%	○				北海道蘭越町	2,300	2,300
鳥焼肉「トットちゃん」	74.2%	○				北海道蘭越町	3,000	3,000
豚カルピ500g×2パック	80.9%	○				北海道蘭越町	2,500	2,500
豚カルピ500g×3パック	76.7%	○				北海道蘭越町	3,500	3,500
豚カルピ500g×4パック	74.4%	○				北海道蘭越町	4,500	4,500
「ナイヤガラ・スバ」	75.0%	○				北海道蘭越町	4,000	4,000
「ナイヤガラ・スバ」	81.5%	○				北海道蘭越町	2,700	2,700
かずのこ	80.0%	○				北海道蘭越町	2,500	2,500
たらこ2kgセット	73.0%	○				北海道蘭越町	4,800	4,800
たらこ500g&明太子	75.0%	○				北海道蘭越町	4,000	4,000
はじめまして！焼き	77.8%	○				北海道蘭越町	1,800	1,800
チセヌブリセット	71.5%	○				北海道蘭越町	4,200	4,200
イワオヌブリセット	70.4%	○				北海道蘭越町	2,500	2,500
蘭越産くるみとごま	84.7%	○				北海道蘭越町	1,300	1,300
ガレットフルトンス	84.7%	○				北海道蘭越町	1,300	1,300
アーモンドとシード	84.7%	○				北海道蘭越町	1,300	1,300
三升漬け詰め合わせ	75.0%	○				北海道蘭越町	1,000	1,000

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。
なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。
算式
$$(A - B) \div A$$

算式の符号
A：当該地方団体による返礼品等の調達費用
B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用
※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。
※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。